契　約　書（案）

契約件名　　令和９・１０年度放送大学広島学習センター建物清掃業務

請負代金額　　金　　円也
（うち本体価格　　金　　円也）
（うち消費税及び地方消費税相当額　金　　円也）
別紙月額内訳書のとおり

上記の消費税及び地方消費税相当額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額とする。

発注者　分任契約担当者　放送大学学園　財務部長　松本　博樹（以下「甲」という。）と、請負者□□□□□□株式会社　代表取締役　□□　□□（以下「乙」という。）との間において、上記の件（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

第１条　乙は、別紙の仕様書に基づいて業務を行うものとし、甲は、その対価として代金を支払うものとする。
第２条　業務は、放送大学学園の指定する場所で実施するものとする。
第３条　契約期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。
第４条　乙は、この契約締結後１５日以内に仕様書に基づいて、経費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が、乙に内訳書の提出を必要としない旨の指示をした場合は、この限りではない。
第５条　乙は、毎月末業務を完了したときは、その旨を書面で甲に通知しなければならない。
２　前項の書面は、放送大学広島学習センターに送付するものとする。
３　甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、第１項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１４日以内に検査を完了しなければならない。
４　乙は、前項の規定による検査に合格しないときは、甲又は検査職員の指示に従い、直ちに手直しをして再度検査を受けなければならない。
第６条　前条第３項又は第４項の検査に合格したときは、請負代金請求書により、請負代金を請求することができる。
２　請負代金請求書は、一月毎に放送大学広島学習センターに送付するものとする。
３　甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、受理した日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。
４　甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
５　請負代金は、放送大学学園財務部経理課より支払うものとする。
第７条　天災地変その他甲乙双方の責めに帰すべからざる事由により、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約はその部分について当然その効力を失う。
第８条　乙は、甲に対して従業員その他の者の証明、身分、風紀、衛生、規律の保持に関して一切の責任を負うものとする。
第９条　甲は、乙の従業員等を業務遂行上不適当と認めたときは、乙にその者の交替を申し出ることができるものとする。

（注）黄色マーカー部分は、「一月毎」又は「四半期毎」とする

2　乙は、前項の申し出を受けたときに、その申し出に従わなければならないものとする。その際、新たに業務させる従業員等の身分が分かる書類を提出し、甲の承諾を得るものとする。

第１０条　乙は、本契約に関連して知り得た甲に関する一切の情報を、本契約の履行中はもちろん、本契約終了後においても、第三者（乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に漏洩し又は他の目的に利用してはならない。

2　乙は、本契約の履行に関与する乙の従業員その他の者についても、前項の義務を遵守させなければならない。

第１１条　乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第１２条　乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、業務の一部については、あらかじめ、甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

2　乙は、前項に基づき本件業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託した場合、原契約に基づき乙が甲に対して負うものと同様の義務を再委託先の行為についても一切の責任を負うものとする

第１３条　乙は、仕様書について軽微な変更を必要とする場合には、甲の承諾を得るものとする。この場合においては、変更した事項について、書面により明らかにしておくものとする。

第１４条　甲が乙に引き渡す支給材料及び貸与品は、仕様書に定めるところによる。

2　乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　乙は、仕様書の定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不要となった支給材料及び貸与品を甲に返還しなければならない。

4　乙は、故意又は過失により支給材料及び貸与品が滅失若しくは毀損し、又は、その返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は、返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

第１５条　甲は、必要があると認められるときは、仕様書の変更を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第１６条　乙の責めに帰すべき事由により、契約期間中の業務を履行することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、請負代金額から出来高部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３％の割合で計算した額とする。

第１７条　甲は、乙が本契約上の義務の履行をしない場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

2　甲は、次の各号の一に該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　本契約上の義務の全部又は一部の履行が不能であるとき。

二　乙が本契約上の義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　本契約上の義務の一部の履行が不能である場合又は乙が本契約上の義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約上の義務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3　前２項の規定により契約が解除された場合においては、甲は、請負代金額の１０分の１に相当する金額を違約金として請求することができる。

4　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第１８条　甲は、業務が完了するまでの間は、前条第１項及び第２項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2　甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来高部分を検査のうえ、当該検査に合格した出来高部分に相応する請負代金額を乙に支払わなければならない。

3　甲は、第１項の規定により契約を解除したことによって、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第１９条　乙は、契約が解除された場合には、甲から引き渡しを受けた支給材料及び貸与品があるときは、速やかに返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等を故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

第２０条　乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

2　第１８条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

第２１条　甲は、本契約の義務の履行に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することを発見し、発見してから１年以内にその旨を乙に対して通知したときは、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、甲が本項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3　甲は、前２項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求及び契約の解除をすることができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、契約の目的物に契約不適合が存在することを原因として、甲に発生した費用、負担及びその他の損害で、契約不適合と相当因果関係にあるものに限る。

第２２条　業務の完了前に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。

2　業務の終了後に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて甲の負担とする。ただし、乙の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。

第２３条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下

「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　乙は、この契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第２４条　乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から賠償金等を支払った日までの日数に応じ、年３％の率を乗じて算出した延滞金を徴収するものとする。

第２５条　暴力団排除に関する契約条項については、別添「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

第２６条　この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

第２７条　この契約に関する訴えの管轄は、千葉地方裁判所とする。

第２８条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名・押印のうえ、各１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　千葉県千葉市美浜区若葉二丁目１１番地
分任契約担当者
放送大学学園　財務部長　松本　博樹

乙　　□□県□□市□□町□丁目□番□号
□□□□□□株式会社
代表取締役　□□　□□

別紙

契約書第６条２項が「一月毎」の場合

月額内訳書

契約件名：令和９・１０年度放送大学広島学習センター建物清掃業務

区分	年	月	(A) 月額（税抜）金額（円）	(B) 消費税及び地方消費税相当額	合計（A＋B）（円）
２０２７（令和９）年度	２０２７（令和９）年	４月			
		５月			
		６月			
		７月			
		８月			
		９月			
		１０月			
		１１月			
		１２月			
	２０２８（令和１０）年	１月			
		２月			
		３月			
	小計				
２０２８（令和１０）年度	２０２８（令和１０）年	４月			
		５月			
		６月			
		７月			
		８月			
		９月			
		１０月			
		１１月			
		１２月			
	２０２９（令和１１）年	１月			
		２月			
		３月			
	小計				
合　　計					

（注）消費税及び地方消費税相当額の合計額との調整は毎年度最終月に行うものとする。

別紙

契約書第６条２項が「四半期毎」の場合

月額内訳書

契約件名：令和９・１０年度放送大学広島学習センター建物清掃業務

年度	年	四半期	月	(A) 月額（税抜）金額（円）	(B) 消費税及び地方消費税相当額（円）	合計（A＋B）（円）
２０２７（令和９）年度	２０２７（令和９）年	第１四半期	４月			
			５月			
			６月			
		第２四半期	７月			
			８月			
			９月			
		第３四半期	１０月			
			１１月			
			１２月			
	２０２８（令和１０）年	第４四半期	１月			
			２月			
			３月			
年度計						
２０２８（令和１０）年度	２０２８（令和１０）年	第１四半期	４月			
			５月			
			６月			
		第２四半期	７月			
			８月			
			９月			
		第３四半期	１０月			
			１１月			
			１２月			
	２０２９（令和１１）年	第４四半期	１月			
			２月			
			３月			
年度計						
合　　計						

（注）消費税及び地方消費税相当額の合計額との調整は毎年度最終月に行うものとする。

別添

暴力団排除に関する条項

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第２条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第３条　甲は、第１条又は前条第２項の規定により乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かに

かかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　前２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　前３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第３項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第４条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。